

【問題Ⅰ】 次の(1)から(10)までの記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけ、且つ、×のものにはその理由を簡単に説明しなさい。

- (1) XがYに対して金300万円を貸し付けたとする貸金返還請求訴訟において、貸主はXではなくZであるというYの主張が証明された場合、Xには当事者適格がないことになるから、裁判所は、Xの訴えを不適法として却下することになる。
- (2) 未成年者Xが、親権者であるAおよびBから処分を許された財産について訴訟をする場合、AおよびBがXの法定代理人となる。
- (3) XのYに対する貸金返還請求訴訟係属中、YがXに対して売買代金の支払を求める別訴を提起したので、Xは前記貸金債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。判例の趣旨によれば、相殺の抗弁は訴えの提起とは異なるが、自働債権の存在または不存在の判断に既判力が生ずるので、Xの相殺の抗弁の主張は、重複起訴禁止の趣旨に反して許されない。
- (4) 準備書面は、口頭弁論に先立って弁論の内容を予告する書面であるから、準備書面記載事項であっても、口頭弁論期日において陳述されなかった事項（陳述擬制がある場合を含まない）は、訴訟資料とはならない。
- (5) 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害するおそれのあるものは、文書提出命令の対象から除外されるが、そのような文書であっても、裁判所の秘密審理手続によって取り調べ、その結果を証拠資料とすることができる。
- (6) 貸金返還請求訴訟においても、貸金債務不存在確認請求訴訟においても、貸付金が交付されたという事実については、原告が証明責任を負う。
- (7) XがYに対して貸金返還請求訴訟を提起したところ、Yは、弁済の抗弁を提出するとともに、予備的に、Xに対する代金債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。弁済の抗弁を認めてXの請求を棄却する判決が確定した場合、Xの貸金債権不存在の判断、およびYの代金債権存在の判断に既判力が生じる。
- (8) XのYに対する乙建物の所有権確認判決確定後、Yが、乙建物の敷地の所有権に基づき、Xに対して乙建物の収去および敷地の明渡しを求める訴えを提起した場合、これは前訴当時とは事情の変更がある場合に当たるから、Xは、乙建物の所有権が基準時において自己に帰属していなかったと主張することができる。
- (9) 原告が物の引渡しと、その引渡しが履行不能になった場合のために、その物の評価額の支払を求める訴えを提起した場合、裁判所は、引渡請求を認容するときは、評価額の支払請求について、判決をすることを要しない。
- (10) 類似必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一人がした訴えの取下げは、その共同訴訟人と相手方との関係で、効力が認められる。

【問題Ⅱ】 次の事例を読んで、設問全部に答えなさい。

(事例)

Xは甲土地を所有し、Yは甲土地上にある乙建物を所有している。乙建物は、かつてYがXから甲土地を賃借して建築したものであるが、Yは、X Y間の土地賃貸借関係はいったん解消されたものの、X Y間において甲土地の売買をめぐる交渉が続いており、Xとの間で、甲土地の売買契約が成立するまで、またはYが乙建物を収去するまで、甲土地をYに賃貸する旨の合意（本件合意という。）が成立したと主張している。しかし、本件合意の成立を否定するXは、Yに対して、甲土地の所有権に基づき、乙建物を収去し甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。提訴後、Xは、ZがYから乙建物を賃借して居住していることを知った。そこで、Xは、Zに対して、甲土地の所有権に基づき、乙建物から退去して甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

その後、この両事件は、併合して審理されることになった。

(設問)

- (1) 口頭弁論が併合された後の口頭弁論期日において、Yは本件合意の成立を主張した。このYの主張はX Z間の訴訟にも影響を及ぼすか。
- (2) YもZも本件合意の成立を主張したが、立証に関しては、YがA証人、および「売買交渉経過説明書」（訴え提起後Y自身が作成した文書）の取調べを求めただけであった。裁判所は、これら証拠の取調べにより得られた証拠資料を、X Z間の訴訟においても斟酌することができるか。